

短時間労働者の就業促進に関するご案内
(キャリアアップ助成金関係)

短時間労働者の就業促進につきましては、本年10月より厚生年金保険・健康保険の適用拡大が始まり、将来、基礎年金に加え、報酬比例の厚生年金を受け取ることができるようになります。

所得補償が手厚くなることにより、現在短時間等で働く方々の更なる労働参加を促進することと、将来の所得(年金)を確保することによる、労働力不足の解消と一億総活躍社会の実現に厚生労働省として取り組んでおります。

職業安定行政におきましては、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等のいわゆる非正規雇用労働者の企業内におけるキャリアアップなどを促進するために、正社員化、人材育成、処遇改善の取組みを実施した事業主様を支援するキャリアアップ助成金を拡充いたしました。

これにより、短時間等で働く方々の就業調整を防ぎ、社会保険の適用拡大を円滑に進めることを含め、短時間労働者の賃金引き上げやご本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じ、人材確保を図る意欲的な事業主の皆様を支援いたします。

つきましては、制度拡充に関するご案内リーフレットをご覧ください、ご活用をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

記

- 1 平成28年10月1日から
短時間労働者の就業促進のための支援策が改正されました
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/areer.html
- 2 非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyuki_roudoutaisakubu/0000132715.pdf
- 3 神奈川助成金センターのご案内
<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0116/6540/20161011133819.pdf>
※本件についての問い合わせは、神奈川労働局職業安定部職業対策課
神奈川助成金センターにお願いいたします。

平成28年10月1日

人事・労務管理ご担当者 様

川崎北公共職業安定所長